

気象に関する警報・注意報発表時における学校の対応について

津市立村主小学校 (R6.9.2)

	〈1〉 暴風警報・暴風雪警報・大雪警報または台風接近に伴う大雨警報・洪水警報が発表された場合 気象に関する特別警報（大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪）が発表された場合	〈2〉 大雨、洪水、波浪、高潮等の各警報または大雨、洪水、強風等の注意報が発表された場合
始業前	① 午前6時00分の時点で、対象となる警報が発表されている場合は、休校とします。 ② 午前6時00分以降に警報が解除されても、学校は休校とします。児童を登校させないでください。 * 午前6時00分よりも前に警報が解除されても、通学路が危険な場合、危険が予想される場合は、登校を見合わせてください。	通常どおり授業を実施します。 * 登下校の安全確保が困難な場合は、登校を見合わせてください。
登下校時	① 校内にいる児童を安全な場所で待機させ、以降は、在校時と同じ対応になります。 ② 職員が一時待機場所や通学路の巡視を行い、登下校中の児童生徒を帰宅させる、そのまま登校させる、安全な場所に避難誘導する等、安全確保を行います。（登校時は職員の出勤後、校区巡視を行います。）	通常どおりの登下校とします。
在校時	（早めの登校や下校後の活動、休日の活動等で一部の児童が在校している場合も同じ対応をします。） ① 原則として授業を打ち切り、下校に向けた措置をとります。（警報発令前であっても、警報発令が間近で見込まれる場合も、安全なうちに帰宅させるということから、同様の措置をとる場合があります。） ② 児童を安全な場所で待機させ、下校に向け風雨等の状況、通学路の安全について情報を収集します。 ③ 安全に帰宅することが困難である場合は、保護者と連絡をとりながら、引き続き学校において保護します。 ④ 児童を下校させる場合は、重要緊急メールでお知らせします。 （ア）通常の下校（イ）教職員の引率による下校 （ウ）保護者の出迎え、通学路途中での保護者への引き渡し、地域等から協力を得た見守り等での下校 （エ）保護者の出迎えまで学校で保護	通常どおり授業を継続します。

【始業前】
【登下校時】
【在校時】
とも、各学校、地域の状況により危険が予見された場合は、左記にこだわらず、校長の判断のもと保護者と連絡をとりながら、適切な措置を講じます。

※ 「台風接近に伴う大雨警報・洪水警報」の解釈について

- 台風が低気圧に変わった後に大雨警報・洪水警報が発表された場合は、「台風接近に伴う大雨警報・洪水警報」に該当しません。
- 「台風接近に伴う大雨警報・洪水警報」に該当したら、「台風の勢力が弱まり、台風でなくなった」もしくは「台風が遠ざかりつつある」という場合でも、当該警報が解除されるまで、休校等の措置を継続します。

※ 学校からの連絡について

学校からの連絡は、まちコミメールで配信しますが、状況により災害伝言ダイヤル（171）を使用します。

また、[村主小学校ホームページのトップページ](#)【**重要** 気象等に係る対応（必要に応じて掲載）】にも掲載します。

大地震・津波発生時における学校の対応について

津市立村主小学校 (R6.9.2)

	〈1〉津市内で震度5強以上の地震が発生した場合 津波警報・大津波警報による避難指示が発令された場合 【対象地域のある学校】	〈2〉津市内で震度5弱の地震が発生した場合	〈3〉津市内で震度4の地震が発生した場合
始業前	①休校とします。 ②安全な場所に避難する等、各家庭で安全を確保してください。 ③学校再開の連絡があるまで登校見合わせとします。	①当日の授業実施を含め、学校から連絡があるまで登校見合わせとします。 ②学校施設、通学路等の安全点検後、学校から連絡をします。	①通常どおり授業を実施します。(登下校の安全確保が困難な場合は、登校を見合わせてください。)
登下校時	①校内にいる児童を運動場へ誘導し、人数確認等を行い、その後、運動場もしくは体育館で保護します。以降は、〈1〉、〈2〉の在校時と同じ対応になります。 ②職員が本校指定の一時待機場所を中心に校区巡視を行い、登下校中の児童の避難誘導を行います。帰宅させる、学校や一時避難場所に避難誘導する等、安全確保を行います。(登校時は職員が出勤次第、校区巡視を行います。) ③ 児童は、本校指定の一時待機場所に避難します。(一時待機場所については、ご家庭でもご確認ください。)		①通常どおりの登下校とします。 ②職員が校区巡視を行います。(登校時は職員が出勤次第、校区巡視を行います。)
在校時	(早めの登校や下校後の活動、休日の活動等で一部の児童が在校している場合も同じ対応をします。) ① 児童を運動場へ誘導、人数確認等を行い、その後、安全な場所(運動場もしくは体育館)で保護します。 ② 授業を打ち切り、下校に向けた措置をとります。 ③ 原則として、保護者または家族、保護者から依頼を受けた方等の出迎えがあるまで、児童を保護します。(学校からの連絡がなくても、迎えに来ていただくのが基本となります。)	②被害の状況等により、授業が継続できるかを判断し、保護者に連絡します。 ③児童を下校させる場合は、緊急メールでお知らせします。	①通常どおり授業を継続します。 ②職員が学校施設、通学路等の安全点検を行います。 *被害の状況等によっては、〈1〉および〈2〉に準じて適切な措置をとります。

※ 学校からの連絡について

学校からの連絡は、まちコミメールで配信しますが、状況により災害伝言ダイヤル(171)を使用します。

また、村主小学校ホームページのトップページ「【重要】気象等に係る対応(必要に応じて掲載)」にも掲載します。